

令和 8 年 8 月 5 日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン臨時号（第 4 5 8 号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

<トピックス>

1. 「特定法人による農地取得事業」に関する調査にご協力ください
2. 担い手向けに機械導入等を支援！！地域農業構造転換支援事業の要望調査を実施中！！

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

-
1. 「特定法人による農地取得事業」に関する調査にご協力ください
-

農地の取得について、構造改革特別区域内の特例措置である「特定法人による農地取得事業」を活用することにより、一定の要件の下で農地所有適格法人以外の法人においても農地等の所有権の取得が認められています。

現在、内閣府と農林水産省は、「特定法人による農地取得事業」の効果等を把握するため、全国の法人・農家向けに調査を実施しています。
つきましては、下記リンクから調査へのご協力をお願いします。

【回答期限】

8 月 14 日（金）まで

◇ 調査の詳細と回答はこちら（内閣府 web）

→ https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/260722_nouchi_chousa.html

◇ 参考：法人農地取得事業について（内閣府ガイドブック）（PDF:303KB）

→ https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/260722_nouchi_chousa.pdf

◇ お問い合わせ先

農林水産省経営局農地政策課（担当：松村、松崎）

TEL：03-6744-2153（直通）

内閣府地方創生推進事務局（担当：丹、藤島、小泉）

TEL：03-5510-2453（直通）

2. 担い手向けに機械導入等を支援！！地域農業構造転換支援事業の要望調査を実施中！！

地域農業構造転換支援事業は、地域の中核となって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援する内容となっており、地域や担い手の状況に応じて、幅広い担い手の方が活用できる事業となっております！

■ 主な事業要件

- ・ 補助率：3/10 以内
- ・ 補助上限額：個人 1,500 万円以内、法人 3,000 万円以内
- ・ 対象者：地域計画に位置付けられた担い手
- ・ 成果目標（以下のいずれか 1 つを認定）
 1. 経営面積の 3 割又は 4 ha 以上の拡大
 2. 付加価値額 1 割以上の拡大
 3. 労働生産性 3 %以上の向上

現在、要望調査を実施しておりますので、本事業に御関心がある方、御活用を検討される方は、お住まいの市町村に事業の内容、申請期限等を御確認ください！！

◇ 事業の詳細はこちらから（農林水産省 Web）

→ https://www.maff.go.jp/j/keiei/sien/R7_chiiki_nougyou/251223.html

◇ お問い合わせ先

農林水産省経営局経営政策課担い手・法人総合対策室（担当：担い手支援第 1 班）

TEL：03-3502-6444（直通）

■ 経営局公式 Facebook ページ「農水省・農業経営者 net」

→ <https://www.facebook.com/nogyokeiei>

■ ご意見・ご質問はこちら

→ <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/keiei/180817.html>

■ リンク URL の一部に PDF 形式のものがあります

メールマガジンに記載した URL で、一部 PDF 形式のものがあります。PDF ファイルをご覧いただくためには、農林水産省ホームページ「3 PDF ファイルについて」をご覧になり、「GetAdobeReader」のアイコンで AdobeReader をダウンロードしてください。

→ <https://www.maff.go.jp/j/use/link.html>



- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日：毎月 1 回発行
- 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：大木

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

